

2011年日本政府年次報告  
「雇用政策に関する条約（第122号）」  
（2009年6月1日～2011年5月31日）

## 1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

## 2. 質問Ⅱについて

〔第1条〕

## ○雇用、失業及び不完全就業の状況等について

前回までの報告中の以下の統計資料（別紙1～4）を別紙のとおり更新する。

（雇用、失業及び不完全就業について）

別紙1

（若年者について）

別紙2

（高齢者について）

別紙3

（障害者について）

別紙4

## 1 総合的発展政策及び部門的発展政策について

## （2）地域の均衡ある発展

前回までの報告に以下の文章を加える。

「2009（平成21）年度においては、地域における雇用創出のため地域振興の核の育成による雇用創造を適切に進めるべく、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）をさらに拡大するとともに、より効果的な雇用創出を図るべく、新たに創設した地域雇用創造実現事業の活用を図っている。また急激に悪化する雇用失業情勢に対する雇用創出策として「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創造事業」を創設した。

2010（平成22）年度においては、既存の施策を引き続き実施するほか、重点分野雇用創造事業について、積み増して拡充を行った。

なお、2011年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、2011（平成23）年度においては、重点分野雇用創造事業を拡充し、震災対応事業を実施することとした。」

## 2 労働市場政策について

## （1）

前回までの報告に以下の文章を加える。

「2008年秋の経済危機に端を発する世界的な不況の中、厳しい雇用失業情勢に対応するため、①卒業後3年以内の既卒者を採用した企業への奨励金の

創設・拡充や、「高卒・大卒就職ジョブサポーター」のハローワークへの増員配置等による新卒者支援の強化、②雇用維持を支援する雇用調整助成金の要件緩和と不正受給防止対策の強化、③地域における雇用創出として、重点分野雇用創造事業の拡充などについて取り組んでいるところである。

さらに、非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対するセーフティネットの強化が重要である。このため、当該求職者に、職業訓練と訓練中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行うこととした「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（求職者支援法）」が成立したところであり、求職者等に対する周知・広報などの取組を実施し、その円滑な施行に努める。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災に係る雇用対策として「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を取りまとめたところであり、①復旧事業や重点分野雇用創造事業の積み増しによる雇用の創造、②被災された方を雇い入れる企業への助成の拡充や出張相談・求人開拓等による就職支援、③雇用調整助成金の更なる拡充や雇用保険の延長給付の拡充などによる被災された方々の雇用の維持・生活の安定などについて取り組んでいるところである。

また、前回報告中、「その他、2008年4月から、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者に対して、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等を「ジョブ・カード」として取りまとめることにより、就職活動等に活用する「ジョブ・カード制度」を実施している。」を、「その他、「ジョブ・カード制度」は2008年4月に創設され、2011年4月より広く求職者を対象として、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化を行った上で、企業実習と座学を組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練の機会を提供し、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴等を「ジョブ・カード」として取りまとめることにより、就職活動等に活用する制度に見直した。」に改める。」

(2)

前回までの報告中、

「近年の現状を述べると、…強力に指導をおこなっていく。」を「近年の現状を述べると、2010年6月1日時点における高年齢者雇用確保措置の実施済企業割合は31人以上規模企業で96.6%となっている。そのうち、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は46.2%、70歳までの雇用確保措置を実施した企業の割合は17.1%となっている。今後も引き続き高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対して強力に指導をおこなっていく。」に改める。

(3)

前回までの報告を下記のとおり改める。

「障害者雇用対策については、ノーマライゼーションの理念及び障害者の職業人としての自立への努力について規定している障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）及び同法に基づき策定された2009年度から2012年度までの4年間で運営期間とする「障害者雇用対

策基本方針」を柱として、

- ①障害者雇用率（一般事業主1.8%）の達成指導（障害者雇用促進法第43条～第48条）
- ②障害者雇用納付金制度（障害者雇用促進法第49条～第68条）の適正な運用
- ③重度障害者に最大の重点を置くなど障害者の特性に応じたきめ細かな職業指導、職業訓練、職業紹介等の職業リハビリテーションの推進（障害者雇用促進法第8条～第36条）等の措置を講じている。

2002年5月には、経済環境及び職場環境の変化、就職を希望する障害者の増加に対応し、障害者の職場の拡大を図るため、①障害者雇用率の算定方式を見直し、②障害者に対する総合的支援の充実、③精神障害者の雇用促進等を内容とする障害者雇用促進法の改正が行われた。

2005年7月には、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法について、①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携などの障害者雇用施策の充実強化を図るための改正が行われた。

2008年12月には、障害者の雇用が着実に進展する中で、障害者雇用状況の改善が遅れている中小企業における障害者雇用の促進を図るため、①障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、②短時間労働の雇用義務の対象化等を内容とする障害者雇用促進法の改正が行われ、2009年4月から段階的に施行されている（①②については2010年7月施行。2015年4月からは①について更なる対象拡大を予定。）。

なお、2010年6月1日現在の民間企業の雇用障害者数は34万2,973.5人（2008年6月1日現在は32万5,603.0人）、2010年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は5万2,931件（2008年度は4万4,463件）となるなど、その雇用は着実に進展している。」

(4)

前回までの報告を以下のとおり改める。

「我が国では、若年者の雇用対策は、その的確な職業選択・職場適応の促進等に配慮しつつ、また新規学卒者については学校との密接な連携の確保に留意しつつ行われている。

公共職業安定所は、新たに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し職業指導を行わなければならない等とされている。（職業安定法第22条～第25条）

職業紹介は公共職業安定所が行うことが原則であるが、新規学卒者については、公共職業安定所は学校と協力するよう努めなければならないとされており、また、公共職業安定所の業務の一部を学校に分担する方法も採られる。さらに、学校、公共職業能力開発施設等については、届出により無料職業紹介事業を行うこともできることとされている。（職業安定法第26条、第27条及び第33条の2）

この他職業生活への適応や職業を通じての的確な生活設計の樹立を目的として、カウンセリング、コンピュータを活用した職業能力・適性の評価診断、

情報提供等の専門的な援助を実施する等の措置を講じている。

さらに、若年者の雇用対策として、以下の措置を講じた。

雇用失業情勢の悪化に伴い、1993年3月新卒者について採用内定が企業によって取り消される等の問題が発生した。このため、1993年4月1日付けで職業安定法施行規則の改正を行い、事業主が新卒者に係る募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取り消し並びに入職時期繰下げを行おうとする場合には、あらかじめ公共職業安定所又は学校に対してその旨を通知させることとした（1993年労働省第10号）。さらに、1993年6月には、新卒者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として「新規学校卒業者の採用に関する指針」が策定され、①適正な募集・採用計画の立案、②適正な選考の実施、③採用内定の明確な伝達、④採用内定取消しの防止等について、事業主指導が強化された。

また、新卒者の就職環境は一層厳しいものとなり、企業の採用計画の縮小や採用内定の出足の遅れがみられた。このため、公共職業安定所を通じた求人開拓やきめ細かな職業相談等の対策が講じられたほか、求人一覧表の提供や大学等新卒者を対象とする大規模就職面接会を全国で開催したところである。

厳しい就職環境を反映して、就職に至らず卒業した者、就職が困難であったがために大学等において留年した者、いったん就職した後早期に離職した者等に対する対策を強化するため、中卒者・高卒者にあっては各公共職業安定所において、大学等卒業者にあっては全国6か所の学生職業センターに1994年7月に「未就職卒業者相談コーナー」を、また、1994年11月に学生職業センターのない41府県に臨時的に学生職業相談室を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介が続けられている。なお、1999年10月に新たに学生職業センターを1か所に新設、また、1999年12月には、学生職業センター1か所に代えて、すべての学生相談窓口の中核として学生職業総合支援センターが設置され、パソコン等による就職関連情報の提供、専門カウンセリングの実施、年間を通じた就職面接会・会社説明会の開催等の支援を行った。

また、2008年後半からの雇用失業情勢の悪化等に伴い、2009年3月新卒者について、採用内定が企業によって取り消される等の問題が発生した。このため、職業安定法施行規則等について、内定取消しの防止等を図るため、ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握、事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化を図ることによる企業に対する指導の徹底、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、内定取消しを行った企業名を公表することができることを内容とする改正（2009年1月19日施行）を行ったところである。加えて、内定を取り消された者を含む未就職卒業者等に対する就職面接会の開催等の就職支援を実施しているところである。

さらに、2009年3月卒業以降の新卒者については、就職環境が非常に厳しい状況となったため、新卒者のきめ細かな就職支援を行うジョブサポーターの倍増配置、新卒応援ハローワークの設置、卒業後3年以内の既卒者を新卒枠で募集・採用する企業への奨励金の支給等を行い、新卒者の就職内定率の改善に努めてきたところである。

一方、いわゆるフリーターといわれる不安定就労若年者が、早期に安定した就労へ移行できるよう、集団キャリア・コンサルティング等の手法を用いた職業意識の啓発、自らの職業適性の把握を行うとともに、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の実施、事業主等への委託による企業実習を一体的に実施す

る事業を行っている。

また、フリーターを含む若年者が、一定期間、企業での実習及びそれと一体となった教育訓練を受けることにより、一人前に育ち、定着する新たな仕組み（「日本版デュアルシステム」）を実施している。

さらに、2004年より、地方公共団体が、産業界、学校等の連携の下、地方公共団体の主体的取組により整備している若者に一貫した雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（One-Stop Service Centers for Young People）」に、地方公共団体の要望に応じ、公共職業安定所を併設し、若者の職業意識啓発に資する事業を委託し、地方公共団体の取組みを支援している。

2006年4月からは、フリーターの増加傾向の転換を図るべく開始した「フリーター20万人常用雇用化プラン（2005年5月開始）」について、その目標を25万人まで引き上げるとともに、2007年4月からは、改善の遅れている年長フリーターの常用雇用化の支援に重点を置いて、「フリーター25万人常用雇用化プラン」を推進した。また、2008年4月からは「フリーター正規雇用化プラン」を推進し、2010年には30.4万人のフリーターの正規雇用化を実現した。」

### 3 教育政策及び訓練政策

#### ○完全雇用等の諸目的達成の際の困難と克服の状況

前回までの報告に以下の文章を加える。

「我が国経済は2008年秋の金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用の下支え効果により持ち直してきたが、2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、深刻な影響を受けた。

これに対し、日本政府は、東日本大震災に係る雇用対策として「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を取りまとめ、これらの施策に全力で取り組むことで、雇用情勢の改善に努めている。」

#### 〔第2条〕

○労働力の規模及び配分、失業及び不完全就労等の諸傾向についての統計データの収集及び分析のために採られた措置について

前回までの報告中、

「国勢調査（5年毎、性・出生年月日・国籍・就業状態・従業上の地位・従業地）」を「国勢調査（5年毎、性・出生年月・国籍・労働力状態・従業上の地位・従業地）」に改める。

「事業所統計調査」を「経済センサス-基礎調査」に改める。

#### 〔第3条〕

○労使団体との協議について

下記オブザベーションの回答①を参照されたい。

## 〔2010年の条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて〕

### ① 条約第3条：政策策定に際しての社会的パートナーの参加について

前回の報告においても述べているとおり、雇用政策に関する法令の制定、改正、施行に係る重要事項等は公労使で組織される労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（公労使委員それぞれ5名）、職業能力開発分科会（公労使委員それぞれ6名）等において審議されており、雇用政策の実施により影響を受ける労使の代表者との協議が実施されている。関係審議会等での議論、意見は雇用政策の企画・立案にも反映されている。例えば、前述の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（求職者支援法案）についても、公労使の合意により労働政策審議会がその内容をおおむね妥当と認めたことを踏まえ策定しているものである。また、議事内容についてもホームページ等により広く情報公開されている。

### ② 第1条及び第2条。世界経済危機に対応して講じられた措置について

前述の「2 労働市場政策について」の（1）を参照されたい。

### ③ 積極的雇用政策の実施について

我が国経済は金融危機後の経済危機を克服し、外需や政策的な需要創出・雇用の下支え効果により持ち直してきたが、2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、深刻な影響を受けた。

このため、東日本大震災に係る雇用施策として「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を取りまとめたところであり、特に、直接的に地元の雇用を創出する重点分野雇用創造事業の活用により、現時点（2011年6月現在）で約2万人の雇用創出が計画されている。

### ④ 女性の雇用について

女性の雇用者数は前回報告時よりさらに増加し、2010年で2,329万人となっており、雇用者総数に占める割合は、過去最高の42.6%となっている。

2010年6月に施行された育児介護休業法では、子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するために、短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、介護のための短期の休暇制度の創設、パパ・ママ育休プラス等が規定されており、改正法の履行確保を図っているところ、平成22年度の育児・介護休業法に関する相談は14万3千件と昨年度の約2倍となった。

改正法により新たに規定された都道府県労働局長による紛争解決援助（育児休業制度や育児休業等を理由とする不利益取扱いに関し、都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルと公正・中立な立場から、当事者双方の意見を十分に聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策の提示（助言・指導・勧告）をすることによりトラブルの解決を図る制度）の申し立て件数については275件の申立を受理し、平成22年度中に援助を終了した事案272件のうち218件が当該年度中に解決した。また、両立支援調停会議（学識経験者などの専門家で構成される第三者機関）による調停の申請受理件数は21件あり、そのうち調停案の受諾勧告を行ったものが8件、そのうち5件が双方受諾し、解決に至っている。

法第56条に基づく指導等件数は約2万7千件あり、その約8割が22年度中に是正された。指導項目としては、「育児休業関係」が3,714件「子の看護休暇関係」が3,584

件「介護休暇関係」が2,119件となっており、改正された内容についての指導が多く行われた。

二重の雇用管理制度に関する指摘については、前回報告の通り、男女の性別によって一方の性の労働者のみを一定のコースに分けるような、性別に基づくコース別雇用管理を行うような場合については、男女雇用機会均等法第6条において禁止している。また、同法第5条において、いずれのコースにおいても、性別にかかわらず、募集・採用について、均等な機会を与えなければならないこととされているところである。さらに、総合職への女性のアクセスの機会がより実質的に確保されるよう、男女雇用機会均等法により、事業主が合理的な理由なく、コース別雇用管理における総合職の労働者の募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることが出来ることを要件とした場合には、間接差別として禁止しているところである。

また、コース別雇用管理が事実上の男女別雇用管理とならないよう適正に運用されることを確保するため、男女雇用機会均等法に基づき、都道府県労働局による計画的な指導の対象に一定数のコース別雇用管理制度導入企業を加え、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に沿って指導をしているところであり、2007年度には104社に対して助言等を行った。具体的には、転居を伴う転勤を募集・採用の要件とする場合には転勤の期間・場所・頻度・実績等の情報提供を行うこと、教育訓練の実施等により他のコースへの転換が円滑に図れるようにすること、採用担当者に対し、研修等を通じて、性別にとらわれず意欲、能力や適性等に応じた採用を行うという方針の徹底を図ること等を助言している。

#### ⑤若年者雇用について

前述の「2 労働市場政策について」の（4）を参照されたい。

#### ⑥高齢労働者について

前回の報告でも述べているとおり、高年齢者雇用安定法では、2006年4月1日から65歳未満の定年の定めをしている事業主に対し、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じることを義務付けており、履行を確保するための強力な行政指導を行っている。

また、強力な行政指導に加え、高年齢の労働者に対する雇用確保措置を講じること及び雇用機会を提供することを奨励するために、事業主に対して各種助成金を支給している。

また、前述の「2 労働市場政策について」の（2）を参照されたい。

#### ⑦2010年10月 郵政産業労働組合（郵産労）の意見について

##### ○4.（1）について

短時間労働者については、改正パートタイム労働法において、通常の労働者と同視できる短時間労働者の賃金等の待遇に関し、短時間労働者であることを理由とする差別的取扱いを禁止する等、均等・均衡待遇を推進している。また、有期契約労働者については、事業主が講ずべき必要な事項や配慮すべき取組をガイドラインとして取りまとめ、周知、啓発に努めている。併せて、有期契約労働者や短時間労働者について、均等・均

衡待遇を推進する事業主に対し助成金を支給している。さらに、有期労働契約のルールの在り方について、労働政策審議会において、検討を行っている。

○4. (2) について

日本郵政グループ各社は、2007年10月に日本郵政公社が民営化されて設立された株式会社である。日本政府としては、一般論として、使用者が労働者の雇用に配慮することは重要であると考え、民間企業である日本郵政グループ各社における非正規社員の雇用のあり方については、日本郵政グループ各社の自主的な経営判断に基づき実施されるものとする。なお、日本郵政グループ各社が自主的な経営判断に基づき、2010年に非正規社員を正社員として登用する取組を行ったことは承知している。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

7. 質問Ⅶについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は以下のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会



〔雇用、失業及び不完全就業の状況等について〕

(1) 総計したもの

## ① 求人・求職(対前年比)、求人倍率の推移

		2009年	2010年	2011年	
				1～3月	4月
有効	求人	▲ 28.5	7.2	23.6 (5.5)	19.6 (▲1.7)
	求職	32.1	▲ 2.0	▲ 6.3 (▲3.1)	▲ 4.7 (1.8)
	求人倍率 (うちパート)	0.47 (0.77)	0.52 (0.79)	0.62 (0.87)	0.61 (0.86)

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む

2 月別および四半期別の有効求人倍率は季節調整値

3 ( )内は、前月(期)比(季節調整値)

## ②雇用、失業の推移

(万人)

		05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年			
								1月	2月	3月	4月
労働力人口		6,650 (8)	6,657 (7)	6,669 (12)	6,650 (-19)	6,617 (-33)	6,590 (-27)	6,523 (-12)	6,522 (13)	6,232 (-40)	6,302 (-24)
就業者		6,356 (27)	6,382 (26)	6,412 (30)	6,385 (-27)	6,282 (-103)	6,257 (-25)	6,213 (0)	6,219 (34)	5,928 (-13)	5,994 (7)
	男	3,723 (10)	3,730 (7)	3,753 (23)	3,729 (-24)	3,644 (-85)	3,615 (-29)	3,594 (-18)	3,599 (16)	3,436 (-10)	3,467 (4)
	女	2,633 (17)	2,652 (19)	2,659 (7)	2,656 (-3)	2,638 (-18)	2,642 (4)	2,619 (18)	2,620 (17)	2,492 (-4)	2,526 (3)
雇用者		5,393 (38)	5,472 (79)	5,523 (51)	5,524 (1)	5,460 (-64)	5,463 (3)	5,479 (32)	5,490 (62)	5,206 (-10)	5,236 (21)
	男	3,164 (12)	3,194 (30)	3,226 (32)	3,212 (-14)	3,149 (-63)	3,133 (-16)	3,134 (-8)	3,150 (29)	2,997 (-4)	3,009 (10)
	女	2,229 (26)	2,277 (48)	2,297 (20)	2,312 (15)	2,311 (-1)	2,329 (18)	2,345 (40)	2,340 (33)	2,210 (-5)	2,226 (10)
完全失業者		294 (-19)	275 (-19)	257 (-18)	265 (8)	336 (71)	334 (-2)	310 (-13)	302 (-22)	304 (-26)	309 (-30)
完全失業率(%)		4.4	4.1	3.9	4.0	5.1	5.1	4.9	4.6	4.6	4.7

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注) 1 完全失業率における11年各月の数値は季節調整値

2 ( )内は、前年(同月)差

3 2011年3月及び4月の結果は、東日本大震災の影響で調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果であり、前年(同月)差は、当該3県を除いた結果により算出している。

## (2) 性・年齢別の雇用状況

## ①雇用形態別の動向(非農林業雇用者)

(万人)

		05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年			
								1月	2月	3月	4月
常雇		4,605 (23)	4,671 (66)	4,718 (47)	4,731 (13)	4,670 (-61)	4,666 (-4)	4,668 (-23)	4,687 (27)	4,461 (2)	4,512 (43)
	男	2,884 (4)	2,908 (24)	2,936 (28)	2,921 (-15)	2,869 (-52)	2,842 (-27)	2,838 (-26)	2,846 (5)	2,717 (-4)	2,741 (16)
	女	1,720 (18)	1,763 (43)	1,782 (19)	1,811 (29)	1,801 (-10)	1,823 (22)	1,831 (3)	1,841 (21)	1,744 (6)	1,770 (26)
臨時・日雇		752 (16)	758 (6)	760 (2)	747 (-13)	740 (-7)	744 (4)	762 (54)	752 (32)	695 (-15)	678 (-21)

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注) 1 ( )内は、前年(同月)差

2 2011年3月及び4月の結果は、東日本大震災の影響で調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果であり、前年(同月)差は、当該3県を除いた結果により算出している。

## ②年齢別有効求人倍率の動向

		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
就職機会積み上げ方式	2010年	0.42	0.48	0.44	0.45	0.45	0.44
	2011年	0.52	0.60	0.58	0.59	0.58	0.55
求人数均等配分方式	2010年	0.42	2.06	0.45	0.34	0.35	0.34
	2011年	0.52	2.65	0.57	0.45	0.45	0.42

40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
0.40	0.38	0.38	0.40	0.39	0.45
0.48	0.46	0.46	0.47	0.47	0.53
0.38	0.40	0.43	0.35	0.30	0.80
0.43	0.49	0.54	0.48	0.34	0.94

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)1 新規学卒者及び臨時・季節を除き、パートタイムを含む。

2 各年とも4月の値。

3 年齢別の求人倍率および求人数は、次の2つの方法により集計を行っている。

③性・年齢別完全失業率の推移

	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年			
							1月	2月	3月	4月
男性	4.6	4.3	3.9	4.1	5.3	5.4	5.3	4.8	5.0	5.0
女性	4.2	3.9	3.7	3.8	4.8	4.6	4.2	4.3	4.1	4.2
男性世帯主	2.5	2.4	2.1	2.2	2.9	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
15～24歳	8.7	8.0	7.7	7.2	9.1	9.4	7.7	7.9	10.6	9.5
25～44歳	4.7	4.3	4.1	4.3	5.5	5.3	5.2	5.1	5.0	5.0
45～54歳	3.0	2.9	2.8	2.9	3.9	3.9	3.8	3.6	3.4	3.5
55歳以上	3.5	3.4	2.9	3.2	4.0	4.2	4.0	3.9	4.0	4.4

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注)1 11年各月の「男性」と「女性」の数値は季節調整値

2 2011年3月及び4月の結果は、東日本大震災の影響で調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

# 新規学卒者の職業紹介状況

## 別紙2

区 分			求 職 者 数 ① 人 (%)	求 人 数 ② 人 (%)	就 職 者 数 ③ 人 (%)	求人倍率 ②/① (倍)	就 職 率 ③/①×100 (%)
高 校 卒 業 者	計	2006年	179,683 ( 1.9)	293,520 ( 13.7)	176,300 ( 2.8)	1.63	98.1
		2007年	184,026 ( 2.4)	332,796 ( 13.4)	181,128 ( 2.7)	1.81	98.4
		2008年	183,389 (▲ 0.3)	346,112 ( 4.0)	180,340 (▲ 0.4)	1.89	98.3
		2009年	175,684 (▲ 4.2)	323,000 (▲ 6.7)	171,823 (▲ 4.7)	1.84	97.8
		2010年	150,495 (▲14.3)	199,201 (▲38.3)	146,328 (▲14.8)	1.32	97.2
	男	2006年	101,088 ( 3.2)	— ( —)	99,794 ( 4.0)	—	98.7
		2007年	103,969 ( 2.8)	— ( —)	102,838 ( 3.1)	—	98.9
		2008年	104,060 ( 0.1)	— ( —)	102,743 (▲ 0.1)	—	98.7
		2009年	100,196 (▲ 3.7)	— ( —)	98,650 (▲ 4.0)	—	98.5
		2010年	86,400 (▲13.8)	— ( —)	84,603 (▲14.2)	—	97.9
	女	2006年	78,595 ( 0.2)	— ( —)	76,506 ( 1.3)	—	97.3
		2007年	80,057 ( 1.9)	— ( —)	78,290 ( 2.3)	—	97.8
		2008年	79,329 (▲ 0.9)	— ( —)	77,597 (▲ 0.9)	—	97.8
		2009年	75,488 (▲ 4.8)	— ( —)	73,173 (▲ 5.7)	—	96.9
		2010年	64,095 (▲15.1)	— ( —)	61,725 (▲15.6)	—	96.3
中 学 卒 業 者	計	2006年	2,924 (▲11.0)	4,150 (▲ 2.7)	2,550 (▲ 6.3)	1.42	87.2
		2007年	2,755 (▲ 5.8)	4,203 ( 1.3)	2,444 (▲ 4.2)	1.53	88.7
		2008年	2,514 (▲ 8.7)	4,215 ( 0.3)	2,228 (▲ 8.8)	1.68	88.6
		2009年	1,883 (▲25.1)	3,093 (▲26.6)	1,520 (▲31.8)	1.64	80.7
		2010年	1,738 (▲ 7.7)	1,751 (▲43.4)	1,215 (▲20.1)	1.01	69.9
	男	2006年	1,913 (▲12.7)	— ( —)	1,690 (▲ 8.8)	—	88.3
		2007年	1,794 (▲ 6.2)	— ( —)	1,628 (▲ 3.7)	—	90.7
		2008年	1,698 (▲ 5.4)	— ( —)	1,521 (▲ 6.6)	—	89.6
		2009年	1,255 (▲26.1)	— ( —)	1,031 (▲32.2)	—	82.2
		2010年	1,155 (▲ 8.0)	— ( —)	839 (▲18.6)	—	72.6
	女	2006年	1,011 (▲ 7.6)	— ( —)	860 (▲ 1.0)	—	85.1
		2007年	961 (▲ 4.9)	— ( —)	816 (▲ 5.1)	—	84.9
		2008年	816 (▲15.1)	— ( —)	707 (▲13.4)	—	86.6
		2009年	628 (▲23.0)	— ( —)	489 (▲30.8)	—	77.9
		2010年	583 (▲ 7.2)	— ( —)	376 (▲23.1)	—	64.5

(注) 1. ( ) 内は、対前年増減率 (▲は減少) である。

2. 男女雇用機会均等法の施行により、求人関係の男女別の数値は調査できない。

## 大学、短期大学及び高等専門学校の状況(2009年度)

## [全体]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成21.4.1現在調査の結果)
大 学	66.8% ( ▲ 3.6 )	91.8% ( ▲ 3.9 )	95.7%
うち 国公立	52.8% ( 1.4 )	94.5% ( ▲ 2.1 )	96.6%
私 立	73.7% ( ▲ 6.0 )	90.8% ( ▲ 4.6 )	95.4%
短 期 大 学	71.3% ( ▲ 6.2 )	88.4% ( ▲ 6.1 )	94.5%
高 等 専 門 学 校	55.0% ( 2.5 )	99.5% ( ▲ 0.5 )	100.0%
総 計	66.4% ( ▲ 3.4 )	91.9% ( ▲ 3.9 )	95.8%

## [男子]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成21.4.1現在調査の結果)
大 学	60.7% ( ▲ 4.1 )	92.0% ( ▲ 3.9 )	95.9%
うち 国公立	43.6% ( 1.1 )	94.1% ( ▲ 2.5 )	96.6%
私 立	69.8% ( ▲ 7.0 )	91.4% ( ▲ 4.3 )	95.7%
高 等 専 門 学 校	55.0% ( 2.5 )	99.5% ( ▲ 0.5 )	100.0%
総 計	60.0% ( ▲ 3.3 )	92.9% ( ▲ 3.4 )	96.3%

## [女子]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成21.4.1現在調査の結果)
大 学	75.3% ( ▲ 2.8 )	91.5% ( ▲ 3.9 )	95.4%
うち 国公立	67.3% ( 1.8 )	94.9% ( ▲ 1.6 )	96.5%
私 立	78.9% ( ▲ 4.7 )	90.2% ( ▲ 4.9 )	95.1%
短 期 大 学	71.3% ( ▲ 6.2 )	88.4% ( ▲ 6.1 )	94.5%
総 計	74.5% ( ▲ 3.5 )	90.9% ( ▲ 4.4 )	95.3%

## 大学、短期大学及び高等専門学校の状況(2010年度)

## [全体]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成22.4.1現在調査の結果)
大 学	66.4% ( ▲ 0.4 )	91.1% ( ▲ 0.7 )	91.8%
うち 国公立	50.9% ( ▲ 1.9 )	93.4% ( ▲ 1.1 )	94.5%
私 立	74.0% ( 0.3 )	90.4% ( ▲ 0.4 )	90.8%
短 期 大 学	74.8% ( 3.5 )	84.1% ( ▲ 4.3 )	88.4%
高 等 専 門 学 校	56.7% ( 1.7 )	98.5% ( ▲ 1.0 )	99.5%
総 計	66.6% ( 0.2 )	90.8% ( ▲ 1.1 )	91.9%

## [男子]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成20.4.1現在調査の結果)
大 学	60.3% ( ▲ 0.4 )	91.0% ( ▲ 1.0 )	92.0%
うち 国公立	44.0% ( 0.4 )	92.3% ( ▲ 1.8 )	94.1%
私 立	68.8% ( ▲ 1.0 )	90.6% ( ▲ 0.8 )	91.4%
高 等 専 門 学 校	56.7% ( 1.7 )	98.5% ( ▲ 1.0 )	99.5%
総 計	59.9% ( ▲ 0.1 )	91.9% ( ▲ 1.0 )	92.9%

## [女子]

区 分	就職希望率	就職率	〈参 考〉 前年度卒業学生の就職率 (平成22.4.1現在調査の結果)
大 学	75.0% ( ▲ 0.3 )	91.2% ( ▲ 0.3 )	91.5%
うち 国公立	61.8% ( ▲ 5.5 )	94.7% ( ▲ 0.2 )	94.9%
私 立	80.9% ( 2.0 )	90.1% ( ▲ 0.1 )	90.2%
短 期 大 学	74.8% ( 3.5 )	84.1% ( ▲ 4.3 )	88.4%
総 計	75.0% ( 0.5 )	89.7% ( ▲ 1.2 )	90.9%

1 完全失業率の状況

(%)

	年 齢 計	15～54歳	55～59歳	60歳以上	60～64歳
平成4年平均	2.2	2.2	1.7	2.3	3.7
5年	2.5	2.5	1.8	2.8	4.6
6年	2.9	2.9	2.4	3.3	5.3
7年	3.2	3.2	2.4	3.5	5.7
8年	3.4	3.4	2.6	3.9	6.4
9年	3.4	3.5	2.5	3.7	6.2
10年	4.1	4.1	3.3	4.7	7.5
11年	4.7	4.7	3.9	4.9	7.9
12年	4.7	4.8	3.9	4.9	8.0
13年	5.0	5.1	4.1	5.1	8.1
14年	5.4	5.6	4.5	4.8	7.7
15年	5.3	5.4	4.5	4.9	7.5
16年	4.7	5.0	3.7	3.9	5.7
17年	4.4	4.7	3.6	3.4	4.9
18年	4.1	4.4	3.5	3.2	4.5
19年	3.9	4.2	3.0	2.8	3.9
20年	4.0	4.3	3.1	3.2	4.3
21年	5.1	5.5	4.2	4.0	5.4
22年	5.1	5.4	4.3	4.1	5.7
23年1月	4.8(4.9)	5.0	3.8	4.1	5.4
23年2月	4.6(4.6)	5.0	3.5	4.1	5.3
23年3月	4.9(4.6)	5.2	4.2	3.9	5.4
23年4月	4.9(4.7)	5.1	4.3	4.4	6.0

( )は季節調整値

平成23年3月及び4月の結果は、東日本大震災の影響で調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果である。

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

2 有効求人倍率の状況

就職機会積み上げ方式

	年齢計	54歳以下	55～59歳	60歳以上	60～64歳
2009年平均	0.44	0.45	0.42	0.43	0.41
2010年平均	0.48	0.49	0.44	0.45	0.43

求人数均等配分方式

	年齢計	54歳以下	55～59歳	60歳以上	60～64歳
2009年平均	0.44	0.44	0.37	0.51	0.35
2010年平均	0.48	0.48	0.40	0.50	0.34

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)1 臨時・季節を除き、パートタイムを含む。

2 年齢別の求人倍率及び求人数は、次の2つの方法により集計を行っている。

別添4

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況(法定雇用率1.8%)

(2010年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
規模計	20,356,456 (20,441,198)	342,973.5 (332,811.5)	1.68 (1.63)	33,742 / 71,830 (32,891 / 72,328)	47.0 (45.5)
56~99人	2,011,508 (2,021,593)	28,500.0 (28,265.5)	1.42 (1.40)	12,138 / 27,297 (12,255 / 27,446)	44.5 (44.7)
100~299	4,769,943 (4,825,516)	67,761.5 (65,287.5)	1.42 (1.35)	15,281 / 31,696 (14,731 / 32,042)	48.2 (46.0)
300~499	2,047,775 (2,053,155)	32,909.5 (32,639.5)	1.61 (1.59)	2,837 / 5,951 (2,716 / 5,951)	47.7 (45.6)
500~999	2,536,554 (2,543,450)	43,242.5 (41,633.0)	1.70 (1.64)	1,910 / 4,050 (1,790 / 4,045)	47.2 (44.3)
1,000以上	8,990,676 (8,997,484)	170,560.0 (164,986.0)	1.90 (1.83)	1,576 / 2,836 (1,399 / 2,844)	55.6 (49.2)

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」においては、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者を除く。)1人を2人分として、精神障害者である短時間労働者1人を0.5人分としてカウントしている。
- 3 ( )内は2009年6月1日現在の数値である。